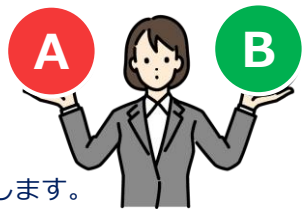


補助金事務手続きをすることができます！

申請時点での支出※の状況により、
交付決定後の手続きが異なります。

※ここでいう支出とは、補助事業として支払う対象経費の総合計（消費税抜）を指します。



点線が申請者の方にしていただく手続きです。

A 申請時点で支出を全て 終えて「いる」場合

手続き1

交付申請

交付決定と同時に
補助金額を確定

県から補助金を
振込（精算払い）
手続き終了 

✓ **手続きが 1 回のみで完了**

手続きの簡略化を希望される
場合、支出を終えてからの
申請を御検討ください。

- 申請期限は、
令和7年6月30日（月）
までです。
- 補助金の審査は、原則として、
申請のあった順に行います。

申請時点で支出を 終えて「いない」場合

B

手続き1

交付申請

交付決定

県から補助金を
振込（概算払い） 

手続き2

実績報告

補助金額の確定

手続き3

必要に応じて
補助金の精算